

那須塩原市発達支援システム

概要版

『子どもの生きる力をはぐくむ』
～切れ目のない一貫した発達支援を目指して～

平成28年3月

那須塩原市



1 発達支援システムの策定にあたって

「発達支援システム」とは

生まれながらにもった特性と多様な育ちの中で発達に課題のある子どもと保護者に対して、関係機関が相互に連携し、乳幼児期から学齢期、就労期（出生から20歳まで）において、早期からの切れ目のない一貫した総合的な支援が提供できる仕組みのことです。

早期からの支援は、教育の在り方やその後の自立や社会参加の基盤となるものです。

保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校等において、保護者とともに作成した『個別の指導計画』をもとに『個別の支援計画』を策定・活用し、切れ目のない一貫した支援を行います。

『個別の支援計画』に基づき、母子保健から始まり、障害福祉、医療・療育機関、教育委員会、労働等の関係機関が連携を図り、共通の視点に立って、子どもの発達段階に応じた適切な支援を総合的かつ計画的に進めていくものです。

発達支援システムは、子ども一人ひとりの健やかな育ちを等しく保障することを目指し、下記を推進します。

① 乳幼児期から学齢期、就労期まで、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携した地域支援の推進（横の連携）

② 『個別の支援計画』によるライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援の推進（縦の連携）

③ 『個別の支援計画』のデータベース化を図り、関係機関における継続的な情報の共有、蓄積ができるネットワークシステムの推進

「発達支援システム」の策定

本市では、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、教育委員会との連携を図り、子育て支援に関する質の高いサービスが提供できることを目指して、平成27年4月から新たに子ども未来部ができました。

これらを踏まえ、発達に支援が必要な子どもに対して、出生から20歳までにおいて、早期からの切れ目のない支援を提供し、その子の自立および社会参加が可能となるように生活全般にわたる支援を行う目的で発達支援システムの構築に取り組みました。

「発達支援システム」の対象者

システムの対象者は、生まれながらにもった特性と多様な育ちの中で、発達に課題があり、支援が必要な子どもと保護者になります。

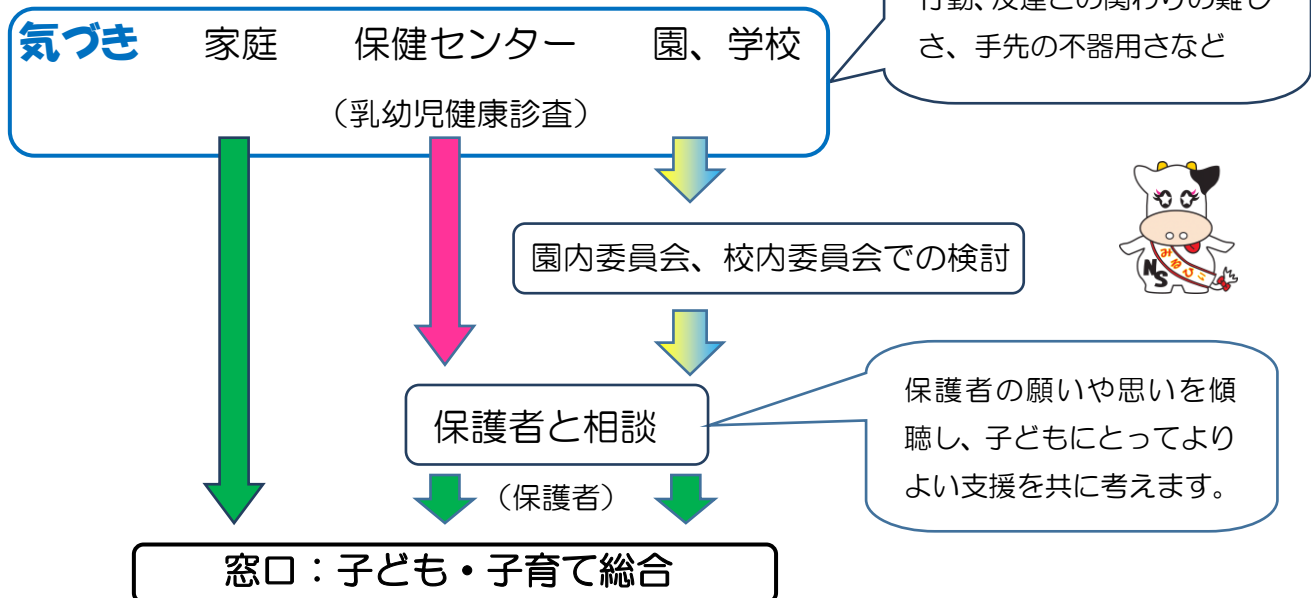
2 個別の支援計画によるつなぐ支援

「個別の支援計画」とは

発達に支援の必要な子どもに対して、関係機関が連携し、乳幼児期から学齢期、就労期までの長期的な視点に立って、一人ひとりのニーズを把握し、それぞれの機関の支援の方針、内容を共有し、ライフステージごとの支援の内容を確実に引き継ぎ、切れ目のない一貫した支援をしていくための計画です。保護者と一緒に考えながら作成します。

つなぐ支援の流れ

①気づきから支援開始までの流れ



子ども・子育て総合センターでは、保護者のニーズに応じた相談を行います。保護者の同意を得て様々な支援を進めます。

②支援検討会議の実施

関係機関が連携し、子どもにとって必要な支援のあり方を考えます。

③個別の支援計画をつなぐ仕組み

関係機関と連携を図りながら、「個別の支援計画」によるライフステージに応じた切れ目のない支援が継続できる仕組みを作ります。

④ サポートファイルの活用

保護者や本人が作成、保管する物です。一人ひとりに応じた継続した支援を受けるための、情報連携ファイルです。

3 システムの内容

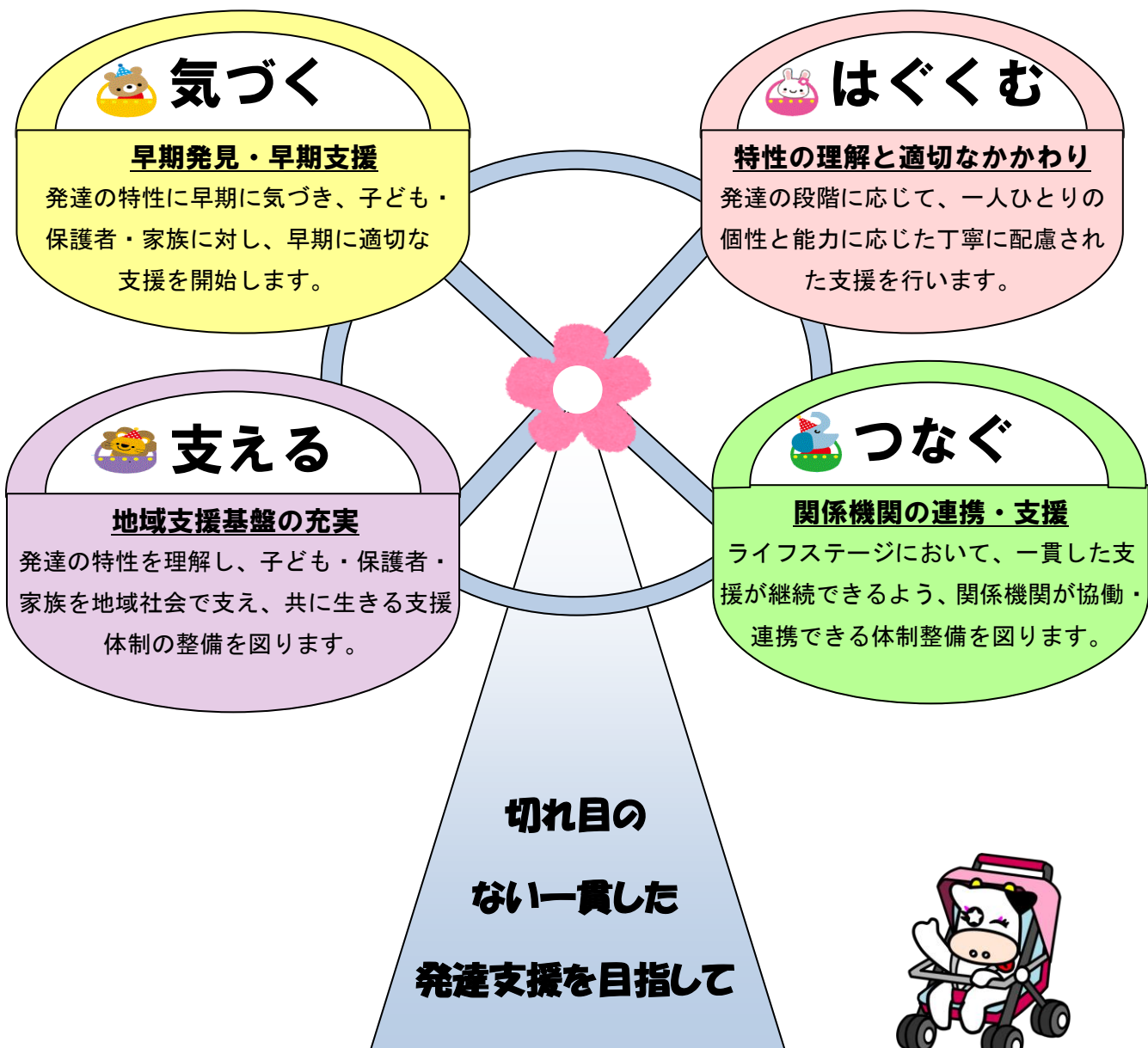
「発達支援システム」のイメージ図



基本理念

子どもの生きる力をはぐくむ

～切れ目のない一貫した発達支援を目指して～



4 発達支援システムの体系

基本理念

子どもの生きる力をはぐくむ

～切れ目のない一貫した発達支援を目指して～



切れ目のない一貫した発達支援体制の強化

施策の方向

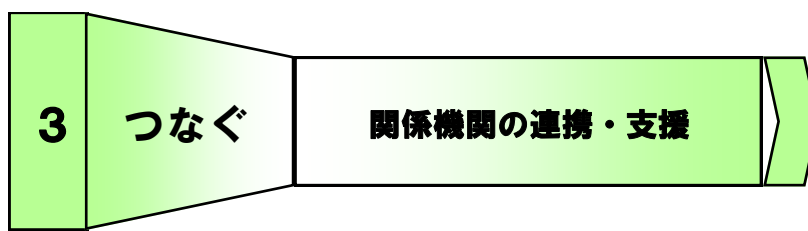
具体的施策



- (1) 早期発見体制の充実
- (2) 相談・支援体制の充実



- (1) 特性の理解と啓発
- (2) 支援者の専門性の向上
- (3) 専門職による支援の充実



- (1) 支援の情報共有
(データベース化)
- (2) 関係機関の連携強化
- (3) コーディネート機能強化



- (1) 保護者・家族支援の充実
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 就労支援体制の充実

事業

今後の支援の方向性

(1) 早期発見体制の充実

- ① 乳幼児健康診査 ② 5歳児発達相談 ③ 年長児巡回相談
- ④ 就学時健康診断 ⑤ hyper-QU 推進事業



(1) 早期発見体制の充実 (2) 相談・支援体制の充実

- ⑥ 育児相談 ⑦-1 運動発達相談 ⑦-2 精神発達相談 ⑧ 養育支援訪問

(2) 相談・支援体制の充実

- ⑨-1 未就園児グループあそび ⑨-2 年長児グループあそび
- ⑨-3 個別あそび ⑩-1 発達支援保育審査会 ⑩-2 発達支援保育
- ⑪ わかば相談（就学相談） ⑫ 教育支援委員会 ⑬ 特別支援教育
- ⑭ 教育相談事業・宿泊体験館管理運営事業 ⑮ 障害児相談支援

- ・思春期、青年期における心の問題への気づき・支援への取り組み
- ・医療、療育機関との連携支援の充実

(1) 特性の理解と啓発

(2) 支援者の専門性の向上

- ⑯ 発達支援巡回相談 ⑰ 放課後児童クラブ巡回相談
- ⑱ 放課後児童クラブ支援員研修 ⑲ 特別支援教育研修会



(3) 専門職の確保と支援の充実

- ⑳ 言語相談 ㉑ 特別支援教育巡回相談事業 ㉒ 医療相談事業
- ㉓-1 子ども発達支援カウンセラー活用事業 ㉓-2 心の教室相談員配置事業
- ㉓-3 スクールソーシャルワーカー配置事業 ㉓-4 市採用教師配置事業

- ・発達支援研修会（市民向け）リーフレット等での啓発活動
- ・発達支援コーディネーター 子ども発達支援カウンセラー活用事業の充実
- ・思春期、青年期における支援の取り組み
- ・療育支援の充実

(1) 支援の情報共有（データベース化）

- ㉔ 発達支援ネットワーク整備



(2) 関係機関の連携強化

- ㉕ 発達支援アドバイザー ㉖ 発達支援体制協議会
- ㉗ 実務者会議 ㉘ 庁内関係課会議

(3) コーディネート機能強化

- ・発達支援ネットワークシステム普及、運用の推進
- ・『個別の支援計画』によるつなぐ支援の強化
- ・医療、療育機関との連携支援の充実

(1) 保護者・家族支援の充実

(2) 福祉サービスの充実

(3) 就労支援体制の充実

- ㉙ 那須塩原市地域自立支援協議会
- ⑳ 障害福祉サービス
- ㉑ 地域生活支援事業
- ㉒ 障害児通所支援



- ・『ペアレントトレーニング』等保護者支援への取り組み
- ・就労支援における労働関係機関との連携支援の取り組み

5 発達支援システムの推進体制

発達支援システムを推進するために、4つの体制を整備しました。

発達支援アドバイザー

子どもへの一貫した発達支援について、医療・教育・療育等、総合的な指導、助言を得るために、発達支援アドバイザーをお願いしています。

＜発達支援アドバイザー＞

学校法人 国際医療福祉大学 副学長

国際医療福祉大学病院 病院長

医学博士 桃井 眞里子 氏

発達支援体制協議会（縦・横の連携）

早期からの発達支援体制の整備を図るため、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関の代表者から、幅広い意見を聴取します。

実務者会議（縦の連携）

発達支援システムにおける『個別の支援計画』による支援体制の具体的な取組を検討します。

庁内関係課会議（横の連携）

庁内における保健・医療・福祉・保育・教育および就労における関係課の担当者レベルでの協議を行い、発達支援システムに関する庁内関係課の連携体制を図ります。

6 発達支援システムの進捗管理

「発達支援システム」の策定

発達支援システムは、那須塩原市総合計画に基づき作成された「健康いきいき21プラン」、「子ども・子育て未来プラン」、「とちぎ教育振興ビジョン」、「障害者福祉計画」において提供される発達支援を一体化するものです。さらに、平成28年4月からシステムを稼働し、平成30年度までの3年間は、随時システムの進行管理を行い、その後に必要な見直しを行います。

那須塩原市発達支援システム【概要版】

平成28年3月発行

発行 那須塩原市

編集 那須塩原市 子ども未来部 子育て支援課
子ども・子育て総合センター

〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号

TEL 0287-46-5538 FAX 0287-37-5116

